

石川県警察警備標識に関する訓令

昭和56年12月21日

警察本部訓令 第16号

(概要)

この要綱は、警備部隊の運用を適正かつ円滑に行うため、警備部隊が用いる警備標識について、

種別

制式

など必要な事項を定めるものである。